

長野県病床機能再編支援事業給付金支給要綱

(通則)

第1 長野県病床機能再編支援事業給付金（以下「給付金」という。）については、予算の範囲内において支給するものとし、その支給については補助金等交付規則（昭和34年3月23日規則第9号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知）のほか、この要綱の定めるところによる。

(給付の目的)

第2 この給付金は、病院若しくは診療所であって療養病床（医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。）若しくは一般病床（同項第5号に規定する一般病床をいう。）を有するもの（以下「医療機関」という。）が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想（法第30条の4第2項第7号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）に即した病床機能再編を実施する場合、又は複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合に、給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援することを目的とする。

(給付の対象事業)

第3 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 単独支援給付金（医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じて支給するものをいう。以下同じ。）
- (2) 統合支援給付金（複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合に参加する医療機関に支給するものをいう。以下同じ。）
- (3) 債務整理支援給付金（複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額を支給するものをいう。以下同じ。）

(給付対象事業者)

第4 この給付金の対象となる事業者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 単独支援給付金

病床機能再編に関する計画（以下「単独病床機能再編計画」という。）を作成した医療機関の開設者又は開設者であった者。

(2) 統合支援給付金地域

医療構想の実現に資する統合計画に参加する医療機関（以下「統合関係医療機関」という。）の開設者。

(3) 債務整理支援給付金

統合関係医療機関のうち、統合後に存続している医療機関であって、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた医療機関（以下「承継医療機関」という。）の開設者。

(支給要件)

第5 給付金の支給要件は、次のとおりとする。

(1) 単独支援給付金にあつては、次のアからウまでに掲げる要件を満たすものであること。

ア 病床機能再編後の高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」という。）の許可病床数の合計が、平成30年度病床機能報告（法第30条の13第1項の規定による報告をいう。以下同じ。）における対象3区分として報告した稼働病床数の合計の90%以下であること。

イ 地域医療構想の実現を目的としたものではない病床機能再編（経営困難等を踏まえた自己破産による廃院）ではないこと。

ウ 単独病床機能再編計画について、地域医療構想調整会議（法第30条の14第1項に規定する「協議の場」をいう。以下同じ。）の議論の内容及び長野県医療審議会（法第72条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の意見を踏まえ、知事が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。

(2) 統合支援給付金にあつては、次のアからオまでに掲げる要件を満たすものであること。

ア 統合関係医療機関のうち、1以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化を含む。）となること。

イ 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されること。

ウ 統合関係医療機関における統合後の対象3区分の許可病床数の合計が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下であること。

エ 令和8年3月31日までに統合が完了する計画であり、すべての統合関係医療機関が統合計画に合意していること。

オ 統合計画について、地域医療構想調整会議の議論の内容及び長野県医療審議会の意見を踏まえ、知事が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。

(3) 債務整理支援給付金にあつては、次のアからエまでに掲げる要件を満たすものであること。

ア 統合関係医療機関のうち、1以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化を含む。）となること。

イ 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されること。

ウ 申請者が、金融機関から取引停止処分を受けていないこと。

エ 申請者が、国税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと。

(給付金の額)

第6 この給付金の額は、次により算出した額とする。

(1) 単独支援給付金

ア 平成 30 年度病床機能報告において、対象 3 区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象 3 区分の許可病床数に対象 3 区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の病床数の減少について、対象 3 区分の病床稼働率に応じ、減少する病床 1 床当たり次表の額を支給する。病床稼働率については、平成 30 年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。なお、平成 30 年度病床機能報告から令和 2 年 4 月 1 日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成 30 年度病床機能報告時の対象 3 区分の稼働病床数又は令和 2 年 4 月 1 日時点の対象 3 区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること。

病床稼働率	削減した場合の 1 床あたり単価
50%未満	1, 140 千円
50%以上 60%未満	1, 368 千円
60%以上 70%未満	1, 596 千円
70%以上 80%未満	1, 824 千円
80%以上 90%未満	2, 052 千円
90%以上	2, 280 千円

イ 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1 床当たり 2,280 千円を支給する。

ウ ア及びイの算定に当たっては、回復期機能又は介護医療院に転換する病床数、過去に本給付金又は病床機能分化促進給付金の支給対象となった病床数及び同一開設者の医療機関へ融通した病床数は除くこと。

(2) 統合支援給付金

ア 統合関係医療機関ごとに、平成 30 年度病床機能報告において、対象 3 区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数までの間の病床数の減少について、対象 3 区分の病床稼働率に応じ、減少する病床 1 床当たり下記の表に基づいて算出された額の合計額を支給する。病床稼働率については、平成 30 年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。なお、平成 30 年度病床機能報告から令和 2 年 4 月 1 日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成 30 年度病床機能報告時の対象 3 区分の稼働病床数又は令和 2 年 4 月 1 日時点の対象 3 区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること。

病床稼働率	削減した場合の 1 床あたり単価
50%未満	1, 140 千円
50%以上 60%未満	1, 368 千円
60%以上 70%未満	1, 596 千円
70%以上 80%未満	1, 824 千円
80%以上 90%未満	2, 052 千円
90%以上	2, 280 千円

イ 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1床あたり2,280千円を支給する。

ウ ア及びイの算定に当たっては、統合関係医療機関間の病床融通数、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。

エ 「重点支援区域の申請について」（令和2年1月10日付け医政地発0110第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に基づく重点支援区域として指定された統合関係病院等医療機関については、ア及びイにより算定された金額に1.5を乗じて算定された額の合計額を支給する。

（3）債務整理支援給付金

承継医療機関が統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定する。

2 前項の規定により算出された各給付対象事業者の給付金の額の合計が本給付金に係る県の予算額を超える場合には、必要な調整を行う場合がある。

（支給の申請等）

第7 給付金の支給を受けようとする医療機関は、知事に対し、別表に掲げる書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を別に定める日までに提出するものとする。

2 給付金の実績報告については、前項に規定する書類の提出をもって、規則第12条に規定する実績報告があったものとみなす。

3 給付金の額の確定については、規則第13条の規定にかかわらず、第8の給付金の支給の決定により当該給付金の額の確定を行ったものとみなす。

（支給の決定）

第8 知事は、給付金の支給の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、申請内容が適正であるかを調査し、給付金を支給すべきものと認めるときは、速やかに支給の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、給付金の支給の申請に係る事項について修正を加えて給付金の支給の決定をすることがある。

（決定等の通知）

第9 知事は、給付金の支給の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を給付金の支給の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10 給付金の支給の申請をした者は、第9の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る給付金の支給の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、支給決定を受けた日から15日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る給付金の支給の決定は、なかったものとみなす。

(給付金の返還)

第11 給付金の支給を受けた者は、次のいずれかに該当する場合には、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、給付金の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 単独支援給付金

ア 単独病床機能再編計画に記載の内容について達成が見込めなくなった場合

イ 給付金の支給を受けた日から令和8年3月31日までの間に、同一の構想区域（法第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）に開設する医療機関において、対象3区分の許可病床数を増加させた場合（ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）

ウ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けた場合

(2) 統合支援給付金

ア 統合計画に記載の内容について達成が見込めなくなった場合

イ 統合関係医療機関が、給付金の支給を受けた日から令和8年3月31日までの間に対象3区分の許可病床数を増加させた場合（ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）

ウ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けた場合

(3) 債務整理支援給付金

ア 給付金の支給を受けた日から令和8年3月31日までの間に、同一の構想区域に開設する医療機関において対象3区分の許可病床数を増加させた場合（ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）

イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けた場合

ウ 本給付の支給を受けた後、融資先の変更や繰り上げ返済等により本給付申請時の元本の年率（上限0.5%）を下回ることとなり、新たな年率適用後の給付金残額が当初の年率を踏まえた給付金残額と比して上回ることとなった場合

(書類の保存期間)

第12 給付金の支給を受けた者は、病床機能再編又は債務整理に関する書類及び給付金に関する書類を整理し、次に掲げる年度終了後5年間保管しなければならない。

(1) 単独支援給付金にあつては、給付金の交付を受けた年度。

(2) 統合支援給付金にあつては、統合が完了した年度。

(3) 債務整理支援給付金にあつては、利子支払が完了した年度。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に必要な事項は、別に定める。

附則（令和4年6月23日4医第132号）

この要綱は、令和5年度の給付金から適用する。

別表（第7関係）

給付金の種類	申請書類	添付書類
単独支援給付金	単独支援給付金支給申請書 兼口座振込依頼書（様式第1-1号）	<ol style="list-style-type: none"> 1 単独病床機能再編計画書 2 支給申請額算定シート（様式第1-2号） 3 病床稼働率算出の根拠となる平成30年度病床機能報告の写し又は令和元年度の病床機能報告の写し 4 病床数の変更の根拠書類 5 チェックリスト
統合支援給付金	統合支援給付金支給申請書 兼口座振込依頼書（様式第2-1号）	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合計画 2 支給申請額算定シート（様式第2-2号及び様式第2-3号） 3 支給申請額算定シート総括表（様式第2-4号） 4 病床稼働率算出の根拠となる平成30年度病床機能報告の写し又は令和元年度の病床機能報告の写し 5 チェックリスト
債務整理支援給付金	債務整理支援給付金支給申請書 兼口座振込依頼書（様式第3-1号）	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合計画 2 支給申請額算定シート（様式第3-2号） 3 承継医療機関と廃止となる医療機関間の残債引継に関する申合せ書、引継債務の明細書及び公認会計士等による意見聴取書 4 新たに受けた融資の貸付契約書の写し及び償還年次表 5 国税の納税証明書、社会保険料納入証明書及び労働保険料等納入証明書 6 チェックリスト

注 表中に掲げる書類のほか、必要に応じ、参考資料の提出を求める場合がある。